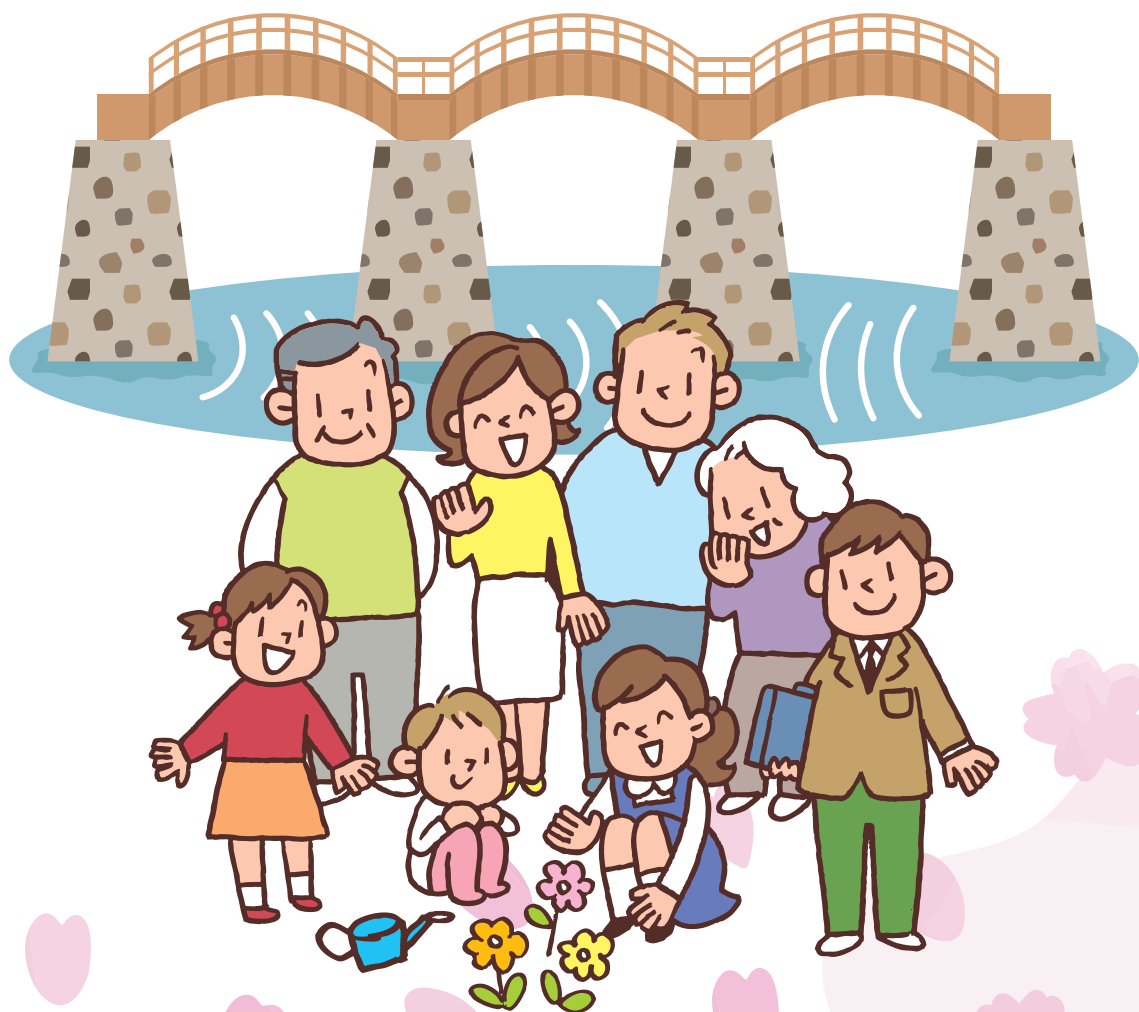


岩国市こども計画

概要版



こども一人一人の権利が守られ、
自立した個人として健やかに成長し、
いまいきと暮らせるまち

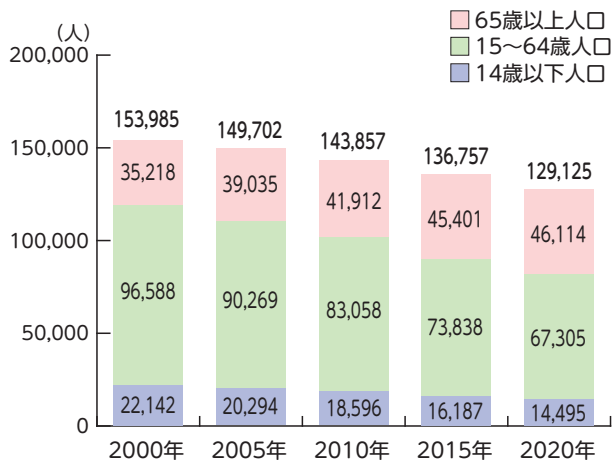
2025(令和7)年3月

岩国市

計画の目的

- 全国的に少子化が進行しており、さらに、複雑化・多様化する社会環境の中、児童虐待や不登校、こどもの自殺、こどもの貧困、ヤングケアラー等、こどもを取り巻く状況が深刻化しています。
- 国において、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2023(令和5)年4月にこども基本法が施行されました。
- 安心して子育てができ、こどもが幸せに成長できるまちを目指し、「岩国市こども計画」を策定しました。

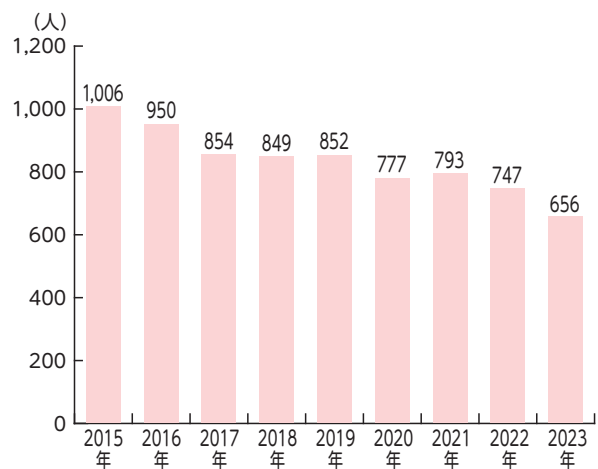
〔年齢3区分別人口(岩国市)〕



※総人口には年齢不詳を含む
資料：国勢調査

総人口、14歳以下人口、15～64歳人口のいずれも減少しています。

〔出生数(岩国市)〕



資料：人口動態調査

2023年の出生数は656人であり、2015年と比較すると大きく減少しています。

計画の位置づけ・期間・基本理念

- こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画です。
- 本市の最上位計画である「第3次岩国市総合計画」、その他の関連する計画と整合性を図り、策定しました。
- 計画の期間は、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間です。

基本理念

～こども一人一人の権利が守られ、自立した個人として健やかに成長し、
いきいきと暮らせるまち～

地域、学校、企業、団体、行政等がつながり、こども・若者・子育てにやさしいまちを目指します。

計画の体系

基本目標

基本施策

取組の方向性

1

こどもの権利を
守る

1 こどもが権利の主体であることの啓発の推進

(1) こどもの権利に関する啓発の推進

2 児童虐待防止対策の推進

(1) 児童虐待を防ぐための啓発の推進
(2) 相談・支援体制の充実
(3) 関係機関との連携強化

2

こども・子育て
家庭の安心を
支える

1 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

(1) 保健・医療体制の充実
(2) 相談体制の充実
(3) こどもの健康づくりの推進

2 すべての子育て家庭を支える体制の充実

(1) 子育てや教育に係る経済的な支援の充実
(2) 情報提供の充実

3 子育てを支える地域社会の形成

(1) 子育て支援ネットワークの強化
(2) 地域の団体等の活動の充実
(3) こどもや子育て家庭にやさしい社会環境の整備

3

支援を要する
こどもと家庭を
支える

1 障害のあるこどもと家庭への支援の充実

(1) 療育・特別支援教育の充実
(2) 相談・支援の充実

2 複雑・多様化の状況等にあるこどもと家庭への支援の充実

(1) こどもの貧困対策の推進
(2) ひとり親家庭等への支援の充実
(3) ヤングケアラーへの支援の推進
(4) 複雑・多様化の状況にあるこども・家族への支援の推進

4

こどもの成長と
自立を支える

1 教育環境の充実

(1) 教育・保育の質の向上
(2) 教育環境の整備

2 社会的自立の支援の充実

(1) 次代を担う人材の育成
(2) 居場所づくりの推進

5

子育てと仕事を
両立できる
環境をつくる

1 子育てと仕事を両立するための支援の充実

(1) 教育・保育の充実
(2) 放課後児童教室の充実

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) ワーク・ライフ・バランスを実現するための意識啓発の推進

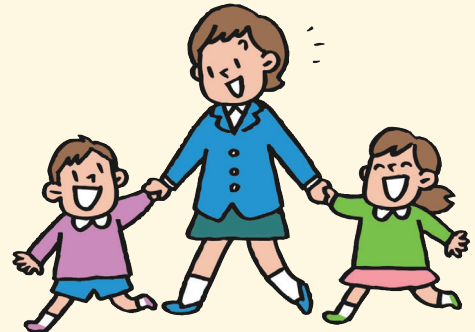
施策の展開

基本目標 1 こどもの権利を守る

||||| 基本施策と主な取組 |||||

1 こどもが権利の主体であることの啓発の推進

- 困難を抱えながらも助けを求めることができないこども・若者を相談や支援につなぐため、こども・若者自身や周囲の大人、地域等にこどもの人権について周知・啓発を行います。
- こども・若者が市政やまちづくりについて考え、意見を表明できるよう、環境づくりを推進します。



2 児童虐待防止対策の推進

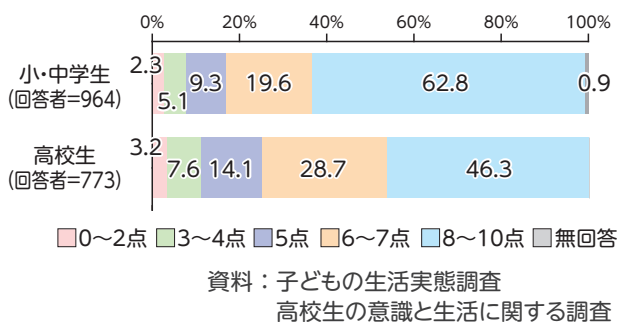
- 家庭や地域等の社会全体が、児童虐待に関して正しく理解できるよう、啓発を推進します。
- 子育てに不安や負担を感じる家庭やリスクのある家庭に、適切に相談支援ができる体制を整備するとともに、支援の必要な家庭を早期に把握するため訪問事業等の充実を図ります。
- 虐待の発生予防及び早期発見に取り組むとともに、適切な対応、支援を行います。

成果目標

		2023・2024年度	2029年度
「生活に満足している」(8点以上)と思うこども・若者の割合	小・中学生	62.8%	⇒ 上げる
	高校生	46.3%	⇒ 上げる
子育てに悩みや不安を感じることがある保護者の割合	未就学児童の保護者	62.9%	⇒ 下げる
	小学生の保護者	73.8%	⇒ 下げる

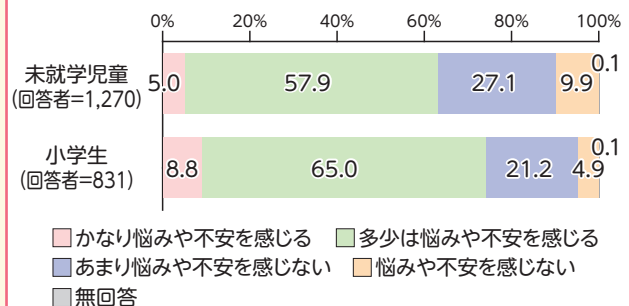
＜アンケートの結果＞

全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか？



「生活に満足している」(8点以上)と思うこども・若者の割合は、小・中学生で 62.8%、高校生で 46.3%となっています。

子育てに関して、悩みや不安を感じることはありますか？



悩みや不安を感じることがある保護者は、就学前児童で 62.9%、小学生で 73.8%となっています。

基本目標 2 こども・子育て家庭の安心を支える

||||| 基本施策と主な取組 |||||

1 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

- 妊娠・出産期から子育て期を安心して過ごすことができるよう、親とこどもの切れ目のない健康づくり支援、相談体制の充実を図ります。
- 学童期、思春期、成人期の心身の健康が確保されるよう、生命の大切さに関する教育の充実を図り、健やかな生活習慣の形成等へ取り組みます。



2 すべての子育て家庭を支える体制の充実

- 子育てに係る費用の負担を軽減するため、各種手当の支給、医療費等の助成、保育料等の減免措置等を行います。
- こどもや子育て家庭に必要な支援につなげるため、子育てに関するあらゆる情報を確実に提供できる体制を整備します。

3 子育てを支える地域社会の形成

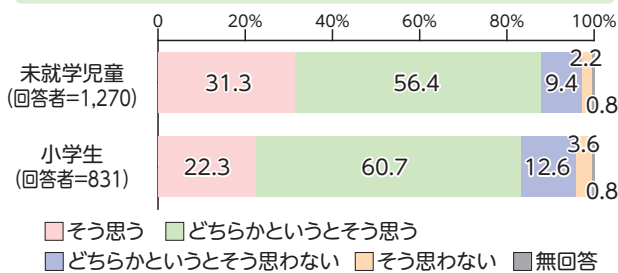
- 子育てを地域全体で支えるため、地域の関係機関等の連携を強化します。
- こども・若者、子育て家庭、地域住民等が気軽に交流できる場づくりを推進するとともに、子育てに関する地域の団体の活動の充実を図ります。
- こどもが地域で安全に過ごせるよう、安全な施設環境の整備や犯罪を防止する環境整備を推進します。

成果目標 (抜粋)

		2023年度		2029年度
「岩国市は安心して子どもを産み育てることができるまち」と思う保護者の割合	未就学児童の保護者	87.7%	⇒	上げる
	小学生の保護者	83.0%	⇒	上げる
子育てをするうえで、気軽に相談できる人や場所がない（ない）保護者の割合	未就学児童の保護者	6.6%	⇒	下げる
	小学生の保護者	9.2%	⇒	下げる

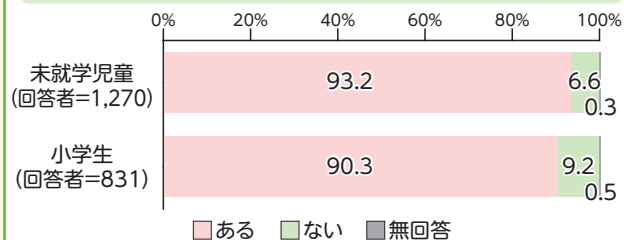
アンケートの結果

岩国市は安心して子どもを産み育てることができるまちだと思いますか？



安心して子育てできると『思う』保護者は、就学前児童で 87.7%、小学生で 83.0%となっています。

子育てをするうえで、気軽に相談できる人や場所がありますか？



子育てをするうえで、気軽に相談できる人や場所がない（ない）保護者の割合は、就学前児童で 6.6%、小学校児童で 9.2%となっています。

基本目標 3 支援を要する子どもと家庭を支える

||||| 基本施策と主な取組 |||||

1 障害のある子どもと家庭への支援の充実

- 障害の早期発見の機会と療育の場の充実とともに、障害のある児童が保育園や認定こども園、幼稚園、学校において、合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援、教育を受けられる環境づくりを推進します。
- 障害のある児童や医療的ケア児、その家族が、住み慣れた地域で一人一人のニーズに応じた適切な支援を受けることができる体制とともに、ライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。

2 複雑・多様化の状況等にある子どもと家庭への支援の充実

- ヤグケアラーについて、関係機関・団体と連携し、本人やその家族を適切な支援につなげる体制を整備します。
- 個々の問題を抱える子どもや家庭への支援を推進し、健やかな成長を支えます。
- こどもの自殺対策を推進します。

成果目標 (抜粋)

		2024年度		2029年度
貧困の状態にある保護者のうち、重要な事柄の相談について「頼れる人がいる」と回答した保護者の割合	小・中学生の保護者	83.3%	⇒	上げる
家族の世話をすることで、生活に何らかの影響があるこどもの割合	小・中学生	3.0%	⇒	下げる

基本目標 4 こどもの成長と自立を支える

||||| 基本施策と主な取組 |||||

1 教育環境の充実

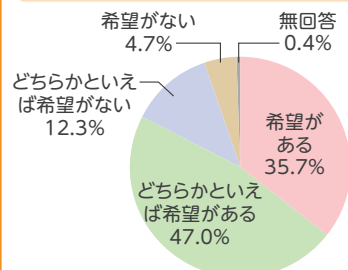
- 保育園、認定こども園、幼稚園等の教育・保育事業の質の向上を図ります。
- 地域住民の参画を得て、家庭・地域の教育力の向上を図り、学校との連携・協働を推進することで、様々な生活の場面でこどもの健やかな育ちを社会全体で支える取組を進めます。

2 社会的自立の支援の充実

- 若い世代が、次代を担う人材として自立する力を伸ばすことができる環境を整備します。
- 地域の関係機関の連携のもと、すべての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

アンケートの結果

自分の将来について希望を持っていますか？



資料：高校生の意識と生活に関する調査
自分の将来について希望があると回答した高校生は 82.7% となっています。

成果目標

		2024年度		2029年度
自分の将来について希望を持っている子ども・若者の割合	高校生	82.7%	⇒	上げる

基本目標 5 子育てと仕事を両立できる環境をつくる

||||| 基本施策と主な取組 |||||

1 子育てと仕事を両立するための支援の充実

- 子育て家庭のニーズを的確に把握し、保育園や認定こども園、幼稚園等の教育・保育事業の充実を図ります。
- 保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育、病児保育、幼稚園における預かり保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。
- 放課後子供教室と連携して放課後児童対策の検討に取り組むとともに、保育内容の質の向上による放課後児童教室の充実を図ります。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

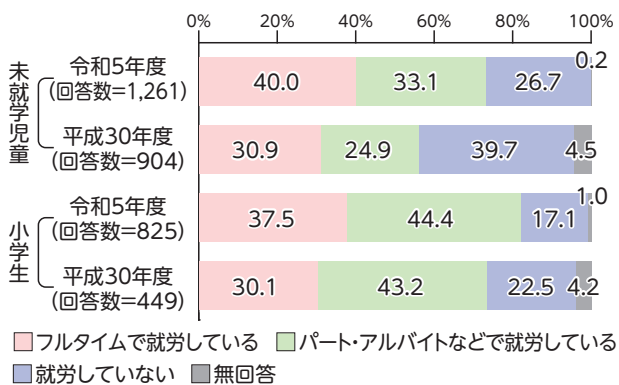
- 育児休業等の各種制度の普及・定着や子育てしやすい職業形態の導入など、市民、事業主等に対し、積極的な子育て支援への取組、職場の理解・協力への働きかけを行います。

成果目標

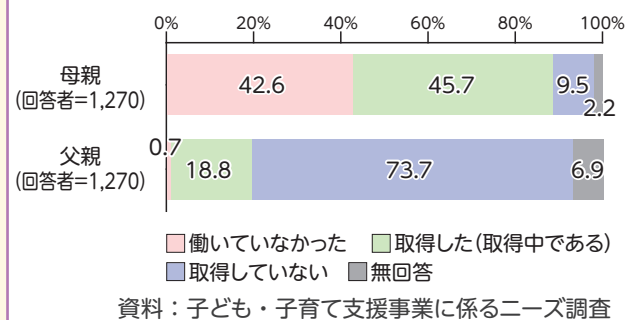
		2023年度		2029年度
育児休業を取得した父親・母親の割合（未就学児童）	父親	18.8%	⇒	上げる
	母親	45.7%	⇒	上げる

＜アンケートの結果＞

母親の就労状況



こどもが生まれた時、育児休業を取得しましたか？



育児休業を取得した母親の割合は 45.7%、父親の割合は 18.8%となっています。



子育て支援事業の量の見込み(ニーズ)と確保方策(市の取組)

過去の住民基本台帳登録人口を基に、0歳から11歳までの児童人口を推計し、アンケート調査結果の両親の働き方、子育て支援に関するニーズにより、量の見込みを算出しました。

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育を希望する児童、保育を必要とする児童を対象とし、教育・保育を提供します。

(1) 認定区分

認定区分	対象年齢	対象施設事業	内 容	
1号認定	3～5歳	幼稚園 認定こども園	幼児期の教育のニーズに対応し、幼稚園、認定こども園で教育を行います。	
2号認定	3～5歳	幼稚園	教育	保育の必要性の認定を受けた幼児に、幼稚園で教育を行います。
		保育園 認定こども園	保育	保育の必要性の認定を受けた幼児に、保育園、認定こども園での保育を行います。
3号認定	0～2歳	保育園 認定こども園 小規模保育事業等	保育の必要性の認定を受けた乳児に、保育園、認定こども園、小規模事業等での保育を行います。	

(2) 量の見込みと確保方策

(人)

	2029年度						
	1号認定	2号認定 教育	2号認定 保育	3号認定			
				計	0歳	1歳	2歳
量の見込み	528	209	1,395	1,168	299	426	443
確保の内容 (利用定員数)	862	215	1,484	1,242	301	418	523
過不足	334	6	89	74	2	-8	80



2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業	量の見込みと確保方策		
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用する際に、ニーズに沿った適切なサービスの提供を受けることができるよう、相談に応じ、助言、情報提供などの支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	基本型	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けたこどもを対象とし、通常の利用時間の前後に保育園等で保育を行います。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	利用者数	432人	432人
放課後児童健全 育成事業 (放課後児童教 室)	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を対象とし、専用施設や小学校余裕教室等を活用して、適切な遊びや生活の場を提供します。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	利用者数	1,195人	1,195人
子育て短期支援 事業 (ショートステイ 事業)	保護者の病気などのため、家庭でこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設等で一時的に養育・保護をすることで児童及び家庭の福祉の向上を図ります。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	利用延人数/年	482人	482人
乳児家庭全戸訪 問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	訪問人数/年	642人	642人
養育支援訪問事 業	養育支援が必要な家庭に対し、保健師、保育士等が家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	訪問延件数/年	100件	100件
地域子育て支援 拠点事業	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	利用延人数/月	3,824人	3,824人

事業	量の見込みと確保方策		
一時預かり事業 (幼稚園型)	1号認定を受けて認定こども園、幼稚園を利用しているこどもを対象とし、通常の利用時間を超えて保育を行います。また、保育の必要性の認定を受けて幼稚園を利用しているこどもを対象とし、通常の利用時間を超えて保育を行います。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	1号認定 利用延人数/年	6,898人	6,898人
	2号認定 利用延人数/年	26,968人	26,968人
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	0歳から5歳までのすべてのこどもを対象に、保護者の勤務や理由を問わず、一時的に保育園、認定こども園などで預かります。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	利用延人数/年	1,641人	1,641人
病児・病後児保育事業	病気や病気からの回復期などで集団保育が困難なこどもを、保育士及び看護師が、病院、保育園等に設置された専用スペースで一時的に保育します。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	利用延人数/年	1,871人	1,871人
子育て援助活動 支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と援助協力が可能な人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	未就学児童 利用延人数/年	162人	162人
	小学生 利用延人数/年	737人	737人
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施します。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	受診延回数/年	8,018回	8,018回
子育て世帯訪問 支援事業	家事や育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事や育児の援助を行います。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	訪問延件数/年	50件	50件
児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童に対し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の個々の状況に応じた支援を行います。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	利用人数	5人	5人

事業	量の見込みと確保方策		
妊婦等包括相談支援事業	すべての妊婦や子育て世帯が安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	面談実施延回数	1,926回	1,926回
産後ケア事業	出産後の母子(産後1年以内)に対し、助産師等の看護職が中心となり、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	宿泊型 利用延人数/年	210人	210人
	通所型 利用延人数/年	700人	700人
	訪問型 利用延人数/年	350人	350人
こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)	月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できます。 [2029年度]		
		量の見込み	確保の内容
	利用延人数/年	9,060人	9,060人

計画の推進体制

こどもが健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活するための支援や環境づくりを推進するため、庁内関係部局間の連携強化を図ります。

また、家庭や地域、学校、保育園、認定こども園、幼稚園、関係機関等と連携を図り協働により取組を推進します。





岩 国 市 こ ど も 計 画 概 要 版

発行年月 2025 (令和7)年3月
発 行 岩 国 市
編 集 岩 国 市 福 祉 部 こ ど も 家 庭 課
〒740-8585 岩 国 市 今 津 町 一 丁 目 14 番 51 号
Tel 0827-29-5078 Fax 0827-22-1261
E-mail : jidou@city.iwakuni.lg.jp